

平成17年度 中小企業組合検定試験

問題と解答(8) 組合運営 ③

全国中小企業団体中央会

第4問

中小企業施策に関する以下の1.～5.の文章の空欄に、各文章の下の語群から適語を一つ選んで文章を完成させなさい(解答欄に適語の番号を記入すること)。

1. 「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」(略称 中小企業新事業活動促進法)における「異分野連携新事業分野開拓」、いわゆる を行う要件のうち、対象要件としては、複数の中小企業のほか、これらと共同または協力する大企業、研究機関、大学、 など認められている

〔語 群〕

イ. 地方自治体

ロ. 異分野連携

ハ. 特定非営利活動法人

ニ. 事業連携

ホ. 新連携

2. 中小企業の再生を資金面から支援するため、政府系金融機関の再建企業向け融資(ファイナンス)により、事業再建を行うために必要な設備・長期運転資金の貸付が行われている。

〔語 群〕

イ. M&A

ロ. DIP

ハ. LLP

3. 国内外の市場で通用するブランド力の育成・強化を図るため、地域の中小企業が一丸となって市場調査、専門家の招へい、国内外の展示会への参加等の取り組みに対する国の総合的支援を ブランド育成支援事業という。

〔語 群〕

イ. 国 際

ロ. 日 本

ハ. JAPAN

4. 産学官の連携を促進するために、国は大学と企業が連携して実施する実用化に向けた研究開発に対して (技術移転機関)等を通じ、研究開発等に必要経費の一部を補助している。

〔語 群〕

イ. TLO

ロ. TMO

ハ. SBIR

〔解 答〕

①	②	③	④	⑤
ホ	ハ	ロ	ハ	イ

第5問

次の記述について、法令上または法令解釈上正しいものには○印、誤っているものには×印を解答用紙の解答欄に記入しなさい（全部に○印または×印のみをつけた場合は、無効回答とします。）。

- 1. 当社の事業場は本社だけであり、従業員数はパート社員を含めると常時20人以上だが、正社員は常時5人以内なので、就業規則を作成する義務はない。
- 2. 労働基準法の改正で、有期労働契約の期間の上限は原則として3年（特別な場合は5年）に引き上げられた。
- 3. 当社では試用期間について、営業職は6ヵ月、事務職は3ヵ月と就業規則に定めている。
- 4. 従業員から急病でお金が必要になったと電話で依頼されたので、支払日前だが、すでに働いた分の賃金を来社した配偶者に支払った。
- 5. 男女同一賃金の原則は、男女雇用機会均等法で初めて規定された。
- 6. 当社では従業員が退職する際、会社に対して債務がある場合は、特に本人の同意を得ずに（書面による労使協定もない）、当人の退職金から債務額相当分を控除して支給している。
- 7. 労働基準法では、労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間を、労働時間の途中で与えなければならないと規定している。
- 8. フレックスタイム制は、業務の繁閑に応じて事業主が始終業時刻を柔軟に変更できる制度である。
- 9. 労働者派遣法の改正で、物の製造の業務についても労働者派遣が認められるようになった。
- 10. 高齢者雇用安定法の改正で、平成18年4月1日から平成25年4月1日までの間に段階的に、①定年制を廃止するか、②定年を65歳に引き上げるか、③65歳までの継続雇用制度を導入するか、いずれかの措置を講じなければならなくなった。

〔解 答〕

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
×	○	○	○	×	×	×	×	○	○

（問題と解答の連載はおわりです。）